

「保全ニュースとうほく」では、建築物の点検のポイントを「建築物点検シリーズ」として紹介していました。少しの間休載していましたが本シリーズを今号から再開し、点検に役立つ情報を継続的に発信いたします。「保全ニュースとうほく」のホームページにバックナンバーを掲載していますので、こちらも参考としてご覧下さい。

### ◆屋外の電気設備の点検について◆


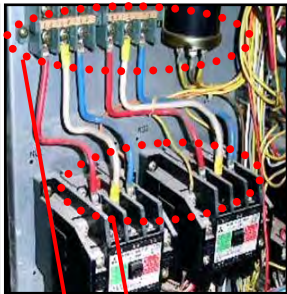
電気設備の点検については、『中身が複雑で良くわからない』『感電しそうで怖い』といった印象を持たれている方が多いのではないのでしょうか。確かに電気設備の詳細な点検は専門知識と資格を持った技術者でなければ対応できない場合がありますし、故障が発生すると停電や感電事故にも繋がりがねない重要な設備でもあります。

今回は屋外に設置されている電気設備について、電気の専門技術者でなくても実施できる点検内容と点検時の注意点についてご紹介します。




部位： 分電盤・制御盤（外部）	劣化現象等	
方法：【目視】【触手】	点検周期 1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 著しい損傷、変形、腐食がないか。</li> <li>・ 扉開閉部に損傷、変形がないか。</li> <li>・ 盤または支持金物にぐらつきがないか。</li> </ul>
 扉開閉部に損傷	 盤の著しい腐食	対応策・応急措置等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さびを落とし、再塗装する。</li> <li>・ 劣化が著しい場合は盤または支持金物を更新する。</li> </ul>

扉をテープで固定していますが、施錠ができません。一般の方が操作できないように管理しましょう。

部位： 分電盤・制御盤（内部）	劣化現象等	
方法：【目視】【聴診】【臭気】	点検周期 1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部機器に変色、変形、破損または、さび等の腐食がないか。</li> <li>・ 高温状態、振動、異音、異臭がないか。</li> <li>・ 防水パッキン等に変形、損傷がないか。</li> <li>・ 雨水や小動物の侵入の痕跡がないか。</li> </ul>
 盤内への雨水の浸入により底部が腐食		対応策・応急措置等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さびを落とす。</li> <li>・ 内部機器、防水パッキン等を交換する。</li> <li>・ 雨水や小動物の侵入経路を塞ぐ。</li> <li>・ 劣化が著しい場合は盤を更新する。</li> </ul>

点検中に誤って充電部分に触れないように注意！

部位： 電気配線		劣化現象等
方法：【目視】	点検周期 1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気露出配管及び配線に損傷がないか。</li> <li>・ボックス類及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。</li> </ul>
		
電気配管の著しい腐食 (更新を要する)	腐食したボックス (さびを落とし再塗装)	腐食が著しいボックス (穴が開いており更新を要する)
		対応策・応急措置等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・さびを落とし、再塗装する。</li> <li>・劣化が著しい場合はボックス類や配管を更新する。</li> </ul>

部位： 受変電設備		劣化現象等
方法：【目視】 【聴診】【臭気】	点検周期 1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャビネット外板に著しい損傷、変形、腐食がないか。</li> <li>・機器本体から異音、異臭がしないか。</li> </ul>
		
屋外キュービクル		対応策・応急措置等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・選任している電気主任技術者に相談する。</li> </ul>



腐食等によって外板に穴が開くと雨水や小動物が侵入して短絡事故を招くおそれがあり、場合によっては構内だけでなく近隣の他の施設にも波及して停電する可能性があるため、特に注意して確認してください。なお、受変電設備のキャビネットの内部には高压電力が流れており大変危険ですので、外部からの点検に留め、何か異常があれば速やかに選任している電気主任技術者に連絡しましょう。

※電気設備の点検は目視、異音、異臭の確認が原則です。誤って感電しないよう、機器の内部に不用意に触れないようにしましょう。少しでも『おかしい』と感じたら、電気主任技術者もしくは電気工事業者に相談しましょう。

## お知らせ

東北地方整備局では、技術的な協力・支援を積極的に行うため、保全に関する相談窓口を設置しております。保全に関する相談したい事項がありましたら、下記の相談窓口で対応させていただきますので、お気軽にご相談下さい。

### 【相談窓口】 東北地方整備局

営繕部 保全指導・監督室 担当者 室長補佐

TEL 022-225-2171 (内線 5513) FAX 022-268-7833

盛岡営繕事務所 担当者 保全指導・監督官室長

TEL 019-651-2015

FAX 019-605-8115